

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【公開番号】特開2014-131158(P2014-131158A)
 【公開日】平成26年7月10日(2014.7.10)
 【年通号数】公開・登録公報2014-037
 【出願番号】特願2012-287443(P2012-287443)
 【国際特許分類】

H 0 4 W 72/10 (2009.01)

H 0 4 L 12/801 (2013.01)

H 0 4 L 12/911 (2013.01)

H 0 4 W 88/04 (2009.01)

【F I】

H 0 4 W 72/10

H 0 4 L 12/56 2 0 0 Z

H 0 4 W 88/04

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月17日(2015.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 1】

なお、各端末UEの優先度は、各端末UEから直接Wi-Fiルータ10に通知されてもよいし、無線基地局eNBを介して間接的にWi-Fiルータ10に通知されてもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 3】

また、同一の優先度を有する端末UEが複数存在する場合には、設定部12は、端末UEごとに、ペアラを設定するように構成されていてもよいし、優先度ごとに、ペアラを設定するように構成されていてもよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 9】

図3に示すように、ステップS101において、Wi-Fiルータ10は、優先呼端末UE#1が接続されたか否かについて判定する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 4 8 】

図 5 に示すように、ステップ S 2 0 1 において、W i F i ルータ 1 0 は、優先呼端末 U E # 1 が接続されたか否かについて判定する。

【 手 続 補 正 5 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 5 2

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

【 0 0 5 2 】

図 6 (a) に示すように、W i F i ルータ 1 0 と無線基地局 e N B との間で低優先呼ベアラが設定されており、W i F i ルータ 1 0 に優先呼端末 U E # 1 及び一般呼端末 U E # 2 が接続されている状態で、制御部 1 3 は、優先呼端末 U E # 1 からのデータの伝送速度 (データレート) が所定閾値を下回った場合 (すなわち、優先呼端末 U E # 1 からのデータの Q o S (Q u a l i t y o f S e r v i c e) を担保できない場合)、図 6 (b) に示すように、一般呼端末 U E # 2 からのデータ (低優先度のデータ) を廃棄するように構成されている。

【 手 続 補 正 6 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 5 8

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

【 0 0 5 8 】

以下、図 7 を参照して、本変更例 2 に係る移動通信システムの動作、具体的には、本変更例 2 に係る W i F i ルータ 1 0 について説明する。